

学校いじめ防止基本方針

豊中市立第十一中学校
令和5年（2023年）4月1日

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければならない。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければならない。

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童生徒の人格のすこやかな発達を支援するという児童生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校においては生徒憲章の精神に立脚し、人権尊重の精神を基盤として主体的および協同的に考え行動する生徒の育成に取り組んでいる。いじめに対しては、重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第二条）

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

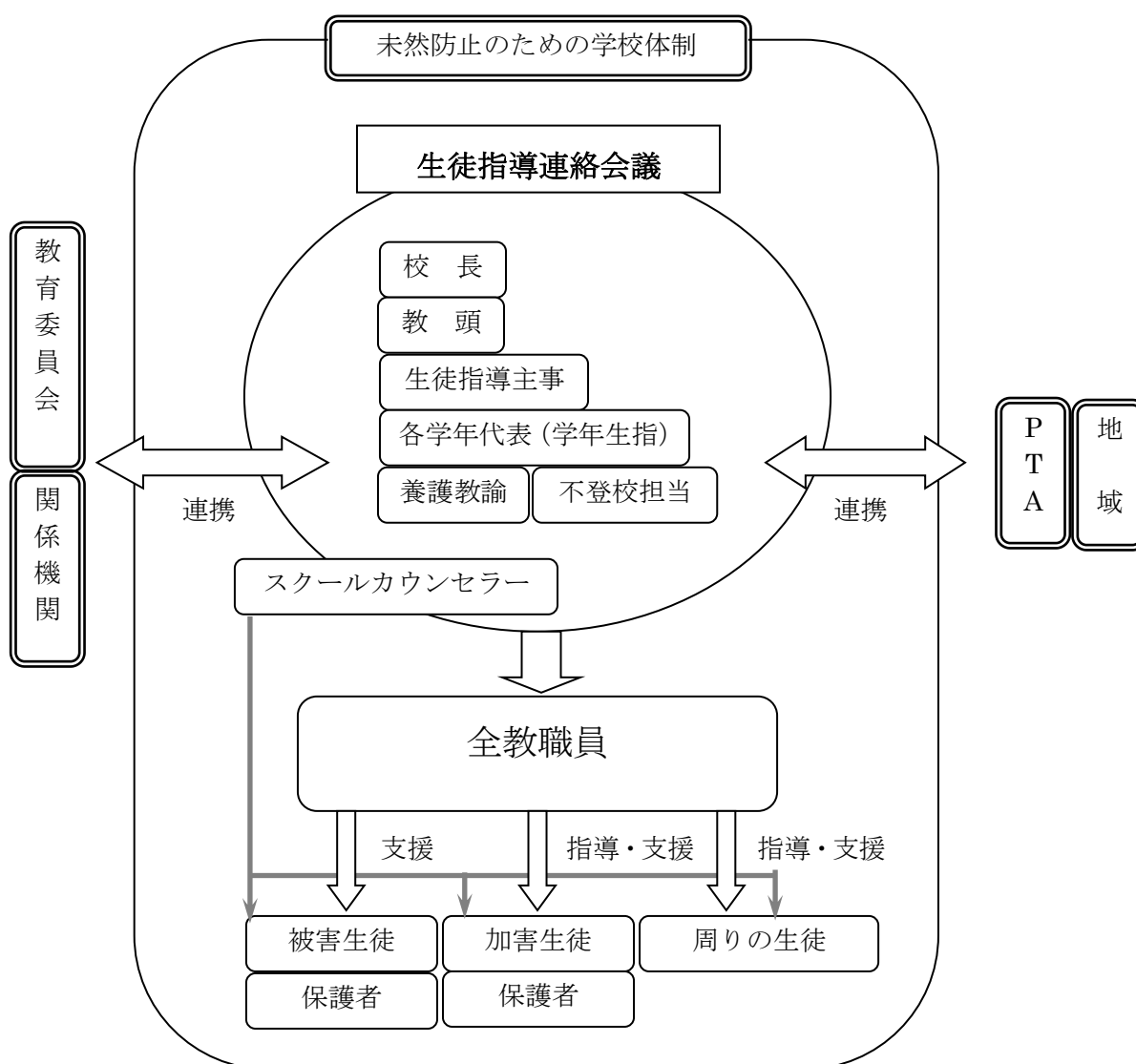
「生徒指導連絡会議」を設置し、いじめの些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを特定の教員が抱え込むことのないように組織として対応する。

(2) 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、各学年代表（学年生指）、養護教諭で構成し、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員、不登校担当等を加える。

(3) 生徒指導連絡会議の役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施・進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し



4 年間計画

参考資料①

5 取組状況の把握と検証（PDCA）

生徒指導連絡会議において、週1回の定例会を実施する。さらに各学期の終わりに年3回の検討会議を開催し、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針などの見直しなどを行う。

<参考資料① 取り組みの年間計画（例）>

		生徒指導連絡会議	未然防止の取り組み	早期発見の取り組み
4月	P	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○相談室・SCを生徒、保護者へ周知	○PTA総会、学級懇談会での「学校いじめ基本方針」説明
5月	D	○職員研修		○家庭訪問の実施 ○生活アンケート
6月	D		○修学旅行・宿泊学習・校外学習	
7月	C	○検討会議	○情報モラル講演会 ○防犯教室	○個人懇談 ○1学期の振り返り
8月	A	○職員研修		
9月	A		○体育大会	
10月	P			○生活アンケート ○二者懇談・学級懇談会の実施
11月	D		○職場体験学習	○学校自己診断
12月	C	○検討会議		○個人懇談 ○2学期の振り返り
1月	A			
2月	A		○合唱コンクール	○生活アンケート
3月	P	○検討会議	○3年生を送る会	○3学期の振り返り
通年		○週1回の会議での情報共有 ○年間3回の検討会議で進捗確認と計画見直し ○対応策の検討	○全校集会での講話 ○道徳教育の充実 ○あいさつ運動 ○授業改革、公開授業	○健康観察の実施

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

2 いじめ防止のための取り組み

(1) 基本方針

ア 学校におけるいじめ防止の取り組み

いじめの防止等に関する取り組みを効果的に行うため、管理職を含む複数の教職員らによって構成される「生徒指導連絡会議」等での情報交換、連携を行う。

また全教職員が授業の充実を目指すことで、生徒個々の基礎基本の力の習得を図るとともに、生徒が達成感を感じる機会づくりにつとめ、自己肯定感や自己有用感をはぐくむ。

イ いじめの早期発見のための取り組み

1. 生活アンケート等の実施

いじめを早期に発見するため、定期的なアンケートを次の通り実施する。

・生徒対象アンケート調査

年3回実施（5月、10月、2月）

・二者、三者懇談を通じた学級担任による生徒・保護者からの聞き取り調査

年3回実施（7月、11月、12月）

2. いじめ等の相談体制

生徒および保護者がいじめ等の相談を行うことができるよう次の通り相談体制の整備を行う。

・スクールカウンセラーの活用

・いじめ相談窓口の設置

3. いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保および資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する取り組み

生徒および保護者が発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止するとともに効果的な対応ができるように啓発につとめ、また研修等を通じて教職員の理解向上を図る。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある児童生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

2 いじめの早期発見のための取り組み

日ごろから生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

（1）日々の観察

- ・毎日の出欠状況の把握と家庭との細やかな連携。
- ・学級日誌や個人ノート、生活ノートを活用した生徒の日常の様子の実態の把握を行う。
- ・年度当初に、原則的に全家庭を対象とした家庭訪問を行い、生徒の家庭での様子を把握する。
- ・学期ごとの懇談やアンケートを実施し、生徒や保護者との信頼関係構築に努めるとともに、実態の把握を行う。
- ・養護教諭との連携を行い、保健室を利用する生徒の様子把握を行う。
- ・地域の方とも積極的に連携し、登下校時の見守り等を通じて実態の把握を行う。

(2) 情報の共有

- ・担任教諭と教科担任、部活動顧問等による日常的な生徒の様子に関する情報の共有に努める。
- ・いじめを発見したり、その兆候が感じられた場合には特定の教師で抱え込まず「生徒指導連絡会議」を中核とする組織で対応する。
- ・日常的に保護者との連携を行い、家庭での様子の把握に努める。

(3) 情報に基づいた速やかな対応

- ・生徒や保護者からの相談等があった場合には真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても対応に努める。

(4) 相談体制の周知

- ・保健室やいじめ相談窓口、スクールカウンセラーの利用に関して広く周知を行う。
- ・学校以外の相談窓口についても生徒に適切に周知を行う。

(5) 個人情報の取り扱い

- ・教育相談等で得た生徒の個人情報については、適切に取り扱うものとする。

第4章 いじめに対する措置

1 基本的な考え方

- (1) いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると思う。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

- (2) いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校いじめ対策委員会の判断により、長期の期間を設定するものとする。教職員は相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。学校いじめ対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。上記のいじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わる。
遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年代表や生徒指導主事等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（「生徒指導連絡会議」）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。
なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめた生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、「生徒指導会議」が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。
いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラー等とも連携する。

体育大会や宿泊行事、校外学習等は児童生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 インターネット上のいじめへの対応

(1) インターネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

(2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

(3) また、教科、道徳、総合的な学習の時間等を通じて、情報モラルに関する学習をすすめる。